山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」の別紙。以下「厚労省通知」という。）において使用する用語の例による。

（総合事業の内容）

第３条　市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該事業の詳細については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　第１号事業　次に掲げる事業

　　ア　訪問型サービス（次の（ア）から（オ）までに掲げる訪問型サービスにより提供されるものに限る。以下同じ。）

　　　（ア） 　従前相当サービス

　　　　　ａ　訪問型サービス（従前相当）（省令第１４０条の６３の６第１号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づく訪問型サービスをいう。以下同じ。）

ｂ　共生型訪問型サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障がい福祉サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定居宅介護事業者（別表第１において「指定居宅介護事業者」という。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障がい福祉サービス(同法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)の事業を行う者（別表第１において「指定重度訪問介護事業者」という。）が提供する訪問型サービス（従前相当）をいう。以下同じ。）

　　　（イ） 　訪問型サービスＡ（省令第１４０条の６３の６第２号に該当する訪問型サービスとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）

　　　（ウ）　訪問型サービスＢ（利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、ＮＰＯ法人、ボランティア等が掃除、買い物、調理等の生活支援を実施する訪問型サービスをいう。以下同じ。）

（エ） 　訪問型サービスＣ（保健・医療の専門職によりa又はbのプログラムを提供する訪問型サービスで、３か月から６か月までの短期間で行われるものをいう。以下同じ。）

　　　　　ａ　運動改善プログラム

　　　　　ｂ　栄養改善プログラム

　　　（オ）　訪問型サービスＤ（通院等の外出をする場合の移送前後の付添支援並びにイ（ウ）に規定する通所型サービスＢ及び次号に規定する一般介護予防事業を行うものとは別の主体が当該事業における移送を実施する訪問型サービスをいう。以下同じ。）

　　イ　通所型サービス（次の（ア）から（エ）までに掲げる通所型サービスにより提供されるものに限る。以下同じ。）

　　　（ア） 　従前相当サービス

ａ　通所型サービス（従前相当）（省令第１４０条の６３の６第１号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づく通所型サービスをいう。以下同じ。）

ｂ　共生型通所型サービス（指定障がい福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業者（別表第１において「指定生活介護事業者」という。）、指定障がい福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障がい福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（別表第１においてこれらを「指定自立訓練事業者」と総称する。）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者（別表第１において「指定児童発達支援事業者」という。）又は指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（別表第１において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が提供する通所型サービス（従前相当）をいう。以下同じ。）

　　　（イ） 　通所型サービスＡ（省令第１４０条の６３の６第２号に該当する通所型サービスとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。）

　　　（ウ）　通所型サービスＢ（利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、ＮＰＯ法人やボランティア等が利用者の心身機能の維持回復を目的として運動、レクリエーション、交流等を実施する通所型サービスをいう。以下同じ。）

　　　（エ） 　通所型サービスＣ（保健・医療の専門職により提供される通所型サービスで、３か月から６か月までの短期間で行われるものをいう。以下同じ。）

　　ウ　その他生活支援サービス

　　エ　介護予防ケアマネジメント（次の（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる介護予防ケアマネジメントにより提供されるものに限る。以下同じ。）

　　　（ア）　ケアマネジメントＡ（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。）

　　　（イ）　ケアマネジメントＢ（介護予防支援を簡略化した介護予防ケアマネジメントをいう。）

　　　（ウ）　ケアマネジメントＣ（サービス利用開始時のみ行う介護予防ケアマネジメントをいう。）

⑵　一般介護予防事業　次に掲げる事業

　　ア　介護予防把握事業

　　イ　介護予防普及啓発事業

　　ウ　地域介護予防活動支援事業

　　エ　一般介護予防事業評価事業

　　オ　地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

第４条　市長は、総合事業を厚労省通知別記１第２の１（１）ア（エ）①の（ａ）から（ｄ）まで（一般介護予防事業にあっては、同①の（ａ）、（ｂ）又は（ｄ）に限る。）のいずれかにより行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービス、訪問型サービスＡ、通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービス、並びに通所型サービスＡについては、指定事業者により行うものとする。

　（第１号事業の利用手続）

第５条　第１号事業を利用しようとする居宅要支援被保険者等は、基本チェックリスト及び市長が別に定める介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（居宅要支援被保険者にあっては、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書）を市長に届け出なければならない。

２　前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該居宅要支援被保険者等に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

３　前２項に定めるもののほか、第１号事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　（第１号事業に要する費用の額）

第６条　指定事業者により行われる訪問型サービス若しくは通所型サービス（以下「訪問型サービス等」という。）又は地域包括支援センターにより行われる介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメントの種類に応じ、訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメント単位数表（別表第１）の１から５までに掲げる訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメント単位数表により算定した単位数に１０円を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。）とする。

（第１号事業支給費の支給）

第７条　市長は、居宅要支援被保険者等が、指定事業者により行われる訪問型サービス等を利用した場合には、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該訪問型サービス等に要した費用について、第１号事業支給費を支給する。

２　第１号事業支給費の額は、前条の規定により訪問型サービス等の種類ごとに算定された訪問型サービス等に要する費用の額（その額が現に当該訪問型サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問型サービス等に要した費用の額）の１００分の９０（法第５９条の２第１項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（同条第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第１項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅介護要支援被保険者等を除く。）である場合にあっては１００分の８０、同条第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第１項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては１００分の７０）に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。）を支給するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別な事情により訪問型サービス等に要した費用を負担することが困難であると認めるときは、当該訪問型サービス等を利用した居宅要支援被保険者等からの申請により、同項に規定する訪問型サービス等に要する費用の額に相当する額を第１号事業支給費として支給することができる。

４　第１項の場合において、市長は、居宅要支援被保険者等が当該指定事業者に支払うべき訪問型サービス等に要した費用について、第１号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額を限度として、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。

５　前各項に定めるもののほか、第１号事業支給費の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　（第１号事業の利用料）

第８条　指定事業者により行われる訪問型サービス等を利用した居宅要支援被保険者等は、当該訪問型サービス等に要した費用の額から前条の規定により支給される額を控除した額を利用料として当該訪問型サービス等を提供した指定事業者に支払うものとする。

２　訪問型サービスＢ、訪問型サービスＤ又は通所型サービスＢ（以下「訪問型サービスＢ等」という。）を利用した居宅要支援被保険者等は、訪問型サービスＢ等を提供した団体の定める利用料を当該団体に支払うものとする。

３　訪問型サービスＣ又は通所型サービスＣ（以下「訪問型サービスＣ等」という。）を利用した居宅要支援被保険者等は、訪問型サービスＣ等利用料（別表第２）に定める訪問型サービスＣ等の利用料を当該訪問型サービスＣ等を提供した事業者に支払うものとする。

４　前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別な事情により訪問型サービスＣ等の利用料を負担することが困難であると認めるときは、当該訪問型サービスＣ等を利用した居宅要支援被保険者等からの申請により、訪問型サービスＣ等利用料の額を別に定めることができる。

５　前各項に定めるもののほか、第１号事業の利用料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（給付管理等）

第９条　居宅要支援被保険者等が指定事業者による訪問型サービス等を利用した場合において、第７条の規定により支給する第１号事業支給費の額の総額は、法第５５条第１項の規定の例により算定する合計額に含むものとする。

２　前項の規定による合計額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基礎として、省令第８７条第１項及び第２項の規定により算定した額の１００分の９０（法第５９条の２第１項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（同条第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第１項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅介護要支援被保険者等を除く。）である場合にあっては１００分の８０、同条第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第１項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては１００分の７０）に相当する額を超えることができない。

　⑴　居宅要支援被保険者　当該居宅要支援被保険者の要支援状態区分に応じて、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成１２年厚生省告示第３３号。以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）第２号に定める額

⑵　省令第１４０条の６２の４第２号に該当する者（以下「事業対象者」という。）　介護予防サービス費等区分支給限度基準額第２号イに定める額

　（高額介護予防サービス費等相当事業）

第１０条　市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

２　前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費等相当事業の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。

　（旧要綱の廃止）

２　山形市訪問型介護予防事業実施要綱（平成１８年４月１日施行）及び山形市通所型介護予防事業実施要綱（平成１８年４月１日施行）は、廃止する。

　（基本報酬に関する特例）

３　令和３年９月３０日までの間、別表第１の１訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービスの表アの部からウの部まで、２訪問型サービスＡの表アの部からウの部まで、３通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービスの表アの部、４通所型サービスＡの表アの部及び５介護予防ケアマネジメントの表アの部からウの部までの規定に規定する単位数は、これらの規定にかかわらず、それぞれ当該規定に規定する数に当該単位数に１，０００分の１を乗じて得た値（その値に１未満の端数があるときはその端数を四捨五入した値とし、その値が１未満であるときは１）を加えて得た数とする。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、施行日以後の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、施行日以後の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第７条第２項及び第９条第２項の規定は、施行日以後に居宅要支援被保険者等(介護保険法(平成９年法律第１２３号)第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)が同法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者により行われる山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第３条第１号アに規定する訪問型サービス又は同号イに規定する通所型サービスを利用した場合について適用し、施行日前に当該居宅要支援被保険者等が当該訪問型サービス又は当該通所型サービスを利用した場合については、なお従前の例による。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、施行日以後の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、施行日以後の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、施行日以後の介護保険法（平成９年法律１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

３　令和３年３月３１日において現にこの要綱による改正前の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第１の１訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービスの表カの部（４）及び（５）の項、２訪問型サービスＡの表エの部（４）及び（５）の項、３通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービスの表コの部（４）及び（５）の項並びに４通所型サービスＡの表ケの部（４）及び（５）の項に規定する介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（以下「旧介護職員処遇改善加算」という。）に係る届出を行っている事業所であって介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）別表単位数表の１訪問型サービス費の項のヌ又は２通所型サービス費の項のカに規定する介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものについては、令和４年３月３１日までの間は、なお従前の例により旧介護職員処遇改善加算を費用の額の算定に加えることができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和４年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、施行日以後の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。別表第１（第６条関係）

訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメント単位数表

１　訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１月につき） |
| ア | 週１回程度の利用 | １，１７６単位 |
| イ | 週２回程度の利用 | ２，３４９単位 |
| ウ | 週２回程度を超える利用  （要支援２相当に限る。） | ３，７２７単位 |
|  | 同一建物等に居住する利用者へのサービス提供の場合 | ア、イ又はウ（以下この表において「所定単位数」という。）について、１００分の９０に相当する単位数を算定 |
|  | 特別地域加算 | 所定単位数の１００分の１５に相当する単位数 |
|  | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 所定単位数の１００分の１０に相当する単位数 |
|  | 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算 | 所定単位数の１００分の５に相当する単位数 |
| エ | 初回加算 | ２００単位 |
| オ | （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） | １００単位 |
| （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ２００単位 |
| カ | （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１３７に相当する単位数 |
|  | （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | アからオまでにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数 |
|  | （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | アからオまでにより算定した単位数の１０００分の５５に相当する単位数 |
| キ | （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | アからオまでにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数 |
| （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | アからオまでにより算定した単位数の１０００分の４２に相当する単位数 |
| ク | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | アからオまでにより算定した単位数の１０００分の２４に相当する単位数 |
| 指定居宅介護事業所において障害者居宅介護従業者基礎研修過程修了者等により共生型訪問型サービスが行われる場合 | | 所定単位数について、１００分７０に相当する単位数を算定 |
| 指定居宅介護事業所において重度訪問介護従業者養成研修修了者により共生型訪問型サービスが行われる場合 | | 所定単位数について、１００分の  ９３に相当する単位数を算定 |
| 指定重度訪問介護事業所において共生型訪問型サービスが行われる場合 | | 所定単位数について、１００分の  ９３に相当する単位数を算定 |

（注１）訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービスに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）別表単位数表の１訪問型サービス費の例による。

（注２）「障がい者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等」とは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１８年厚生労働省告示第５３８号。以下「告示」という。）第１条第４号に規定する者その他これに準ずると市長が認める者をいう。

（注３）「重度訪問介護従業者養成研修修了者」とは、告示第１条第５号に規定する者をいう。

（注４）「指定居宅介護事業所」とは、指定障がい福祉サービス等基準第５条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。

（注５）「指定重度訪問介護事業所」とは、指定重度訪問介護事業者が当該事業を行う事業所をいう。

２　訪問型サービスＡ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１月につき） |
| ア | 週１回程度の利用 | ９４１単位 |
| イ | 週２回程度の利用 | １，８７９単位 |
| ウ | 週２回程度を超える利用  （要支援２相当に限る。） | ２，９８２単位 |
|  | 同一建物等に居住する利用者へのサービス提供の場合 | ア、イ又はウ（以下この表において「所定単位数」という。）について、１００分の９０に相当する単位数を算定 |
|  | 特別地域加算 | 所定単位数の１００分の１５に相当する単位数 |
|  | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 所定単位数の１００分の１０に相当する単位数 |
|  | 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算 | 所定単位数の１００分の５に相当する単位数 |
| エ | （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | アからウまでにより算定した単位  数の１０００分の１３７に相当する単位数 |
|  |
|  | （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | アからウまでにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数 |
|  | （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | アからウまでにより算定した単位数の１０００分の５５に相当する単位数 |
| オ | 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | アからウまでにより算定した単位  数の１０００分の４２に相当する単位数 |
| カ | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | アからウまでにより算定した単位数の１０００分の２４に相当する単位数 |

（注）訪問型サービスＡに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の１訪問型サービス費の例による。

３　通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分等 | | | 単位数（１月につき） |
| ア | （１）事業対象者・要支援１  （週１回程度の利用） | | １，６７２単位 |
| （２）事業対象者・要支援２  （週２回程度の利用） | | ３，４２８単位 |
| 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算 | | | ア（１）又は（２）（以下この表において「所定単位数」という。）の１００分の５に相当する単位数 |
| 同一建物に係る減算 | | | 【ア（１）の場合】３７６単位  【ア（２）の場合】７５２単位 |
| イ | 生活機能向上グループ活動加算 | | １００単位 |
| ウ | 運動器機能向上加算 | | ２２５単位 |
| エ | 若年性認知症利用者受入加算 | | ２４０単位 |
| オ | 栄養アセスメント加算 | | ５０単位 |
| カ | 栄養改善加算 | | ２００単位 |
| キ | （１）口腔機能向上加算（Ⅰ） | | １５０単位 |
| （２）口腔機能向上加算（Ⅱ） | | １６０単位 |
| ク | （１）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） | | ４８０単位 |
| （２）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） | | ７００単位 |
| ケ | 事業所評価加算 | | １２０単位 |
| コ | （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | | 【ア（１）の場合】８８単位  【ア（２）の場合】１７６単位 |
|  | （２）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | | 【ア（１）の場合】７２単位 【ア（２）の場合】１４４単位 |
|  | （３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | | 【ア（１）の場合】２４単位 【ア（２）の場合】４８単位 |
| サ | （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） | | １００単位 |
| （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） | | ２００単位 |
| シ | 科学的介護推進体制加算 | | ４０単位 |
| ス | （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | | アからサまで及びタにより算定した単位数の１０００分の５９に相当する単位数 |
|  | （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | | アからサまで及びタにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数 |
|  | （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | | アからサまで及びタにより算定した単位数の１０００分の２３に相当する単位数 |
| セ | （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | | アからサまで及びタにより算定した単位数の１０００分の１２に相当する単位数 |
| （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | | アからサまで及びタにより算定した単位数の１０００分の１０に相当する単位数 |
| ソ | | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | アからサまで及びタにより算定した単位数の１０００分の１１に相当する単位数 |
| 定員超過の場合 | | | 所定単位数について、１００分の７０に相当する単位数を算定 |
| 看護・介護職員が欠員の場合 | | | 所定単位数について、１００分の７０に相当する単位数を算定 |
| 指定生活介護事業所において共生型通所型サービスが行われる場合 | | | 所定単位数の１００分の９３に相当する単位数を算定 |
| 指定自立訓練事業所において共生型通所型サービスが行われる場合 | | | 所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定 |
| 指定児童発達支援事業所において共生型通所型サービスが行われる場合 | | | 所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定 |
| 指定放課後等デイサービス事業所において共生型通所型サービスが行われる場合 | | | 所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１回につき） |
| タ | （１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | ２０単位 |
| （２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | ５単位 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１日につき） |
| チ | 生活相談員配置加算 | １３単位 |

（注１）通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービスに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の２通所型サービス費の例による。

（注２）「指定生活介護事業所」とは、指定障がい福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。

（注３）「指定自立訓練事業所」とは、指定障がい福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障がい福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。

（注４）「指定児童発達支援事業所」とは、指定通所支援基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。

（注５）「指定放課後等デイサービス事業所」とは、指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。

（注６）生活相談員配置加算は共生型通所型サービスを行う場合のみ算定する。

４　通所型サービスＡ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１月につき） |
| ア | （１）事業対象者・要支援１  （週１回程度の利用） | 【送迎あり】１，３３０単位  【送迎なし】１，１７０単位 |
| （２）事業対象者・要支援２  （週２回程度の利用） | 【送迎あり】２，７２０単位  【送迎なし】２，４００単位 |
| 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算 | | ア（１）又は（２）（以下この表において「所定単位数」という。）の１００分の５に相当する単位数 |
| イ | 生活機能向上グループ活動加算 | １００単位 |
| ウ | 運動器機能向上加算 | ２２５単位 |
| エ | 栄養アセスメント加算 | ５０単位 |
| オ | 栄養改善加算 | ２００単位 |
| カ | （１）口腔機能向上加算（Ⅰ） | １５０単位 |
| （２）口腔機能向上加算（Ⅱ） | １６０単位 |
| キ | （１）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） | ４８０単位 |
| （２）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） | ７００単位 |
| ク | 事業所評価加算 | １２０単位 |
| ケ | サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 【ア（１）の場合】２４単位 【ア（２）の場合】４８単位 |
| コ | （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） | １００単位 |
| （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ２００単位 |
| サ | 科学的介護推進体制加算 | ４０単位 |
| シ | （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | アからサまで及びソにより算定した単位数の１０００分の５９に相当する単位数 |
|  | （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | アからサまで及びソにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数 |
|  | （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | アからサまで及びソにより算定した単位数の１０００分の２３に相当する単位数 |
| ス | 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | アからサまで及びソにより算定した単位数の１０００分の１０に相当する単位数 |
| セ | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | アからサまで及びソにより算定した単位数の１０００分の１１に相当する単位数 |
| 定員超過の場合 | | 所定単位数について、１００分の７０に相当する単位数を算定 |
| 看護・介護職員が欠員の場合 | | 所定単位数について、１００分の７０に相当する単位数を算定 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１回につき） |
| ソ | （１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | ２０単位 |
| （２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | ５単位 |

（注）通所型サービスＡに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の２通所型サービス費の例による。

５　介護予防ケアマネジメント

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分等 | | 単位数（１月につき） |
| ア | ケアマネジメントＡ | ４３８単位 |
| イ | ケアマネジメントＢ | ２１９単位 |
| ウ | ケアマネジメントＣ | ４３８単位 |
| 初回加算 | | ３００単位 |
| 委託連携加算 | | ３００単位 |

（注）初回加算及び委託連携加算については、ケアマネジメントＡ又はケアマネジメントＢを行う場合のみ算定し、その額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の２通所型サービス費の例による。

別表第２（第８条関係）

訪問型サービスＣ等利用料

１　訪問型サービスＣ

|  |  |
| --- | --- |
| 区分等 | 利用料（１回につき） |
| 運動改善プログラム | ６００円 |
| 栄養改善プログラム | ５００円 |

２　通所型サービスＣ

|  |  |
| --- | --- |
| 区分等 | 利用料 |
| 運動改善プログラム（月４回まで）  　（利用開始月及び利用終了月を除く。） | １月につき２，０００円 |
| 運動改善プログラム  　（利用開始月及び利用終了月に限る。） | １回につき５００円 |
| 運動改善プログラム（月５回目以降） | １回につき５００円 |